

(案)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉設置変更（重水臨界実験装置の変更）について（答申）

平成 17 年 5 月 30 日付け 16 諸文科科第 3450 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの原子炉設置変更（重水臨界実験装置の変更）について（答申）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下、「日米原子力協力協定」という。）に基づいて米国に引き渡される当該ウラン・アルミニウム合金燃料の利用は、日米原子力協力協定に基づき米国において平和的目的に限って行われること
- ・その他の使用済燃料については、重水臨界実験装置施設内に保管又は法に基づく日本国内の原子炉設置者、再処理事業者、使用者に引き渡し、保管若しくは再処理されること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・研究用原子炉の解体に伴い、使用済燃料を日米原子力協力協定に基づいて米国のエネルギー省に引き渡すもの若しくは重水臨界実験装置施設内に保管又は法に基づく日本国内の原子炉設置者、再処理事業者、使用者に引き渡し、保管あるいは再処理されるものであり、「学術研究や基礎・基盤研究、医療、人材養成等に大きな役割を果たしてきた研究用原子炉については、これらの分野における今後の役割を見定めながら、その在り方について検討を行うとともに、その使用済燃料の取扱いについては、高濃縮度のウラン燃料の米国への期限内の返還を含め早急に検討を行うことが必要である。」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の方針に沿ったものであること

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る）

本申請に係る変更は工事を伴わないため、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である。